

2 本市の概要

2.1 位置及び地形

名古屋市の北東に位置する春日井市は、市北東部から中央部にかけて尾張丘陵、市南西部が濃尾平野であり、その南側を一級河川庄内川が北東から南西に向かって流れている。

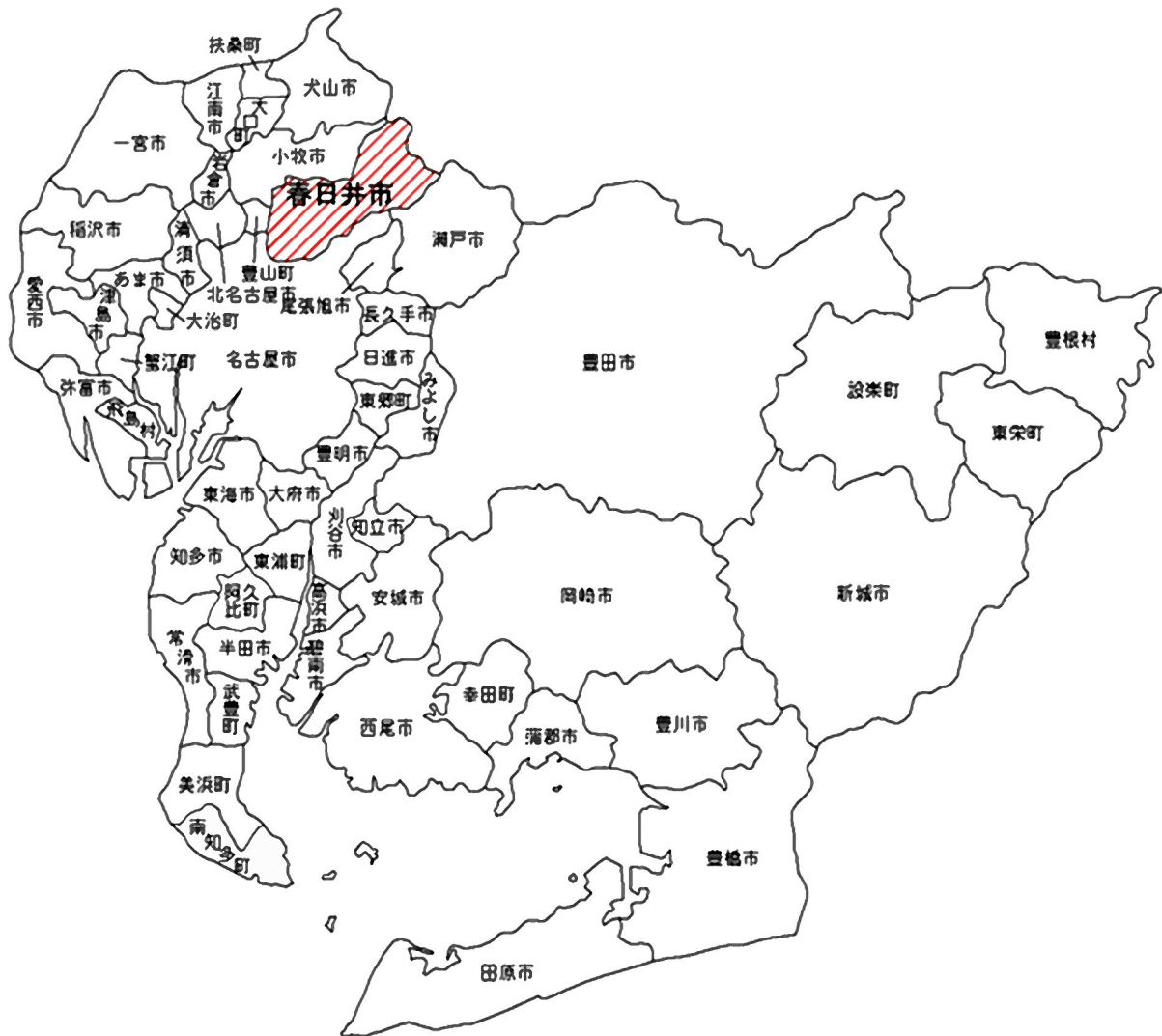


図 2-1 春日井市位置図

地形は、北東部の弥勒山（標高 436.6m）、道樹山（標高 429m）を代表とする丘陵地帯より、南部の庄内川へと傾斜している。また、北西部の中心市街地付近は標高差約 10m と起伏が少なく、南部に向かって緩やかな傾斜となっている。

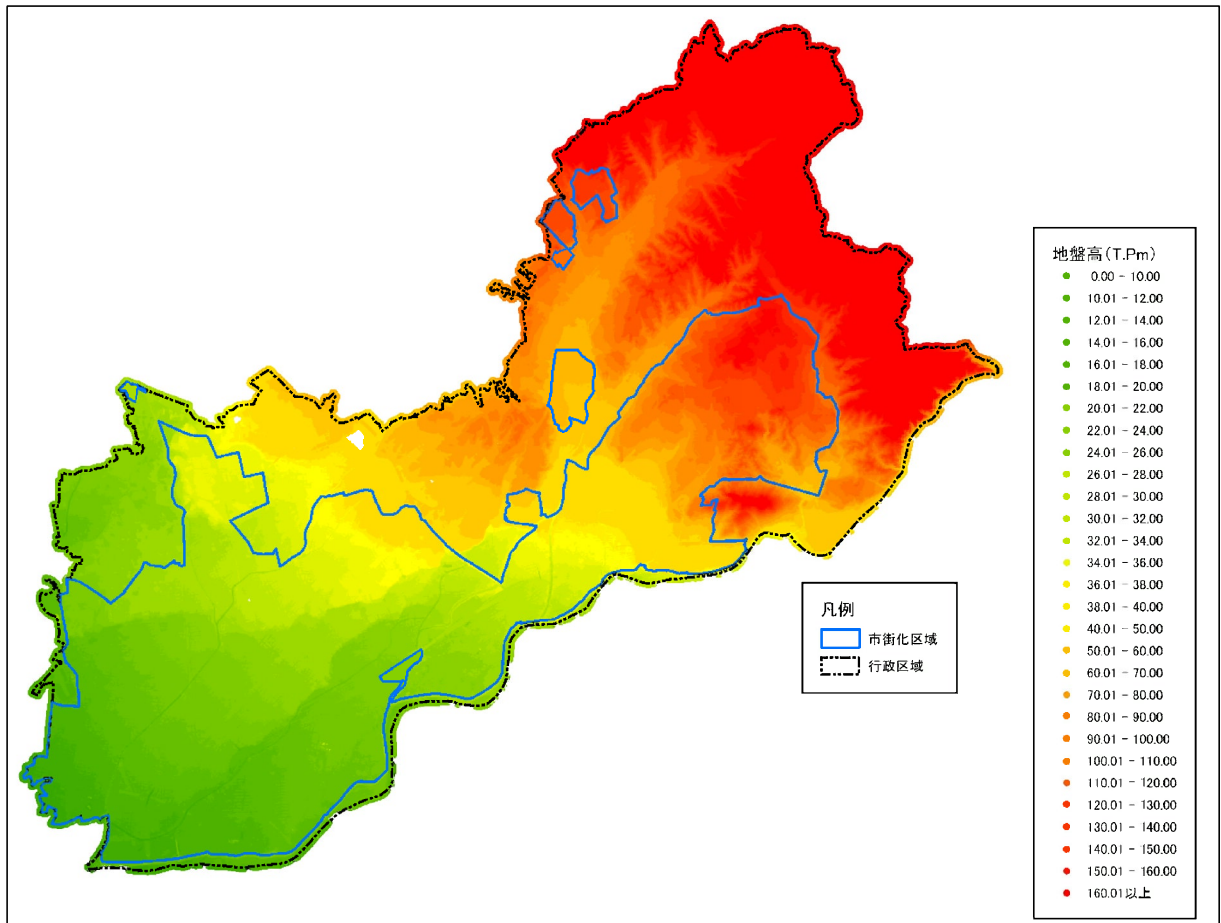


図 2-2 地盤高図

2.2 土地利用の状況

本市の都市計画では、尾張都市計画として全市域の 9,278ha が都市計画区域として指定されているが、そのうち 4,709ha が市街化区域、4,569ha が市街化調整区域である。市街化区域には、土地の利用に関する計画として表 2-1 及び図 2-3 に示す用途地域が設定されている。

表 2-1 用途地域別面積

令和 3 年 4 月 1 日現在

用途地域	面積 (h a)	割合 (%)	備考
第1種低層住居	約346	3.7	
第2種低層住居	約2.6	0.0	
第1種中高層住居	約1,152	12.4	
第2種中高層住居	約32	0.3	
第1種住居	約1,772	19.1	
第2種住居	約76	0.8	
準住居	約59	0.6	
近隣商業	約253	2.7	
商業	約131	1.4	
準工業	約543	5.9	
工業	約118	1.3	
工業専用	約225	2.4	
小計	約4,709	50.8	
市街化調整区域	約4,569	49.2	
計	約9,278	100.0	

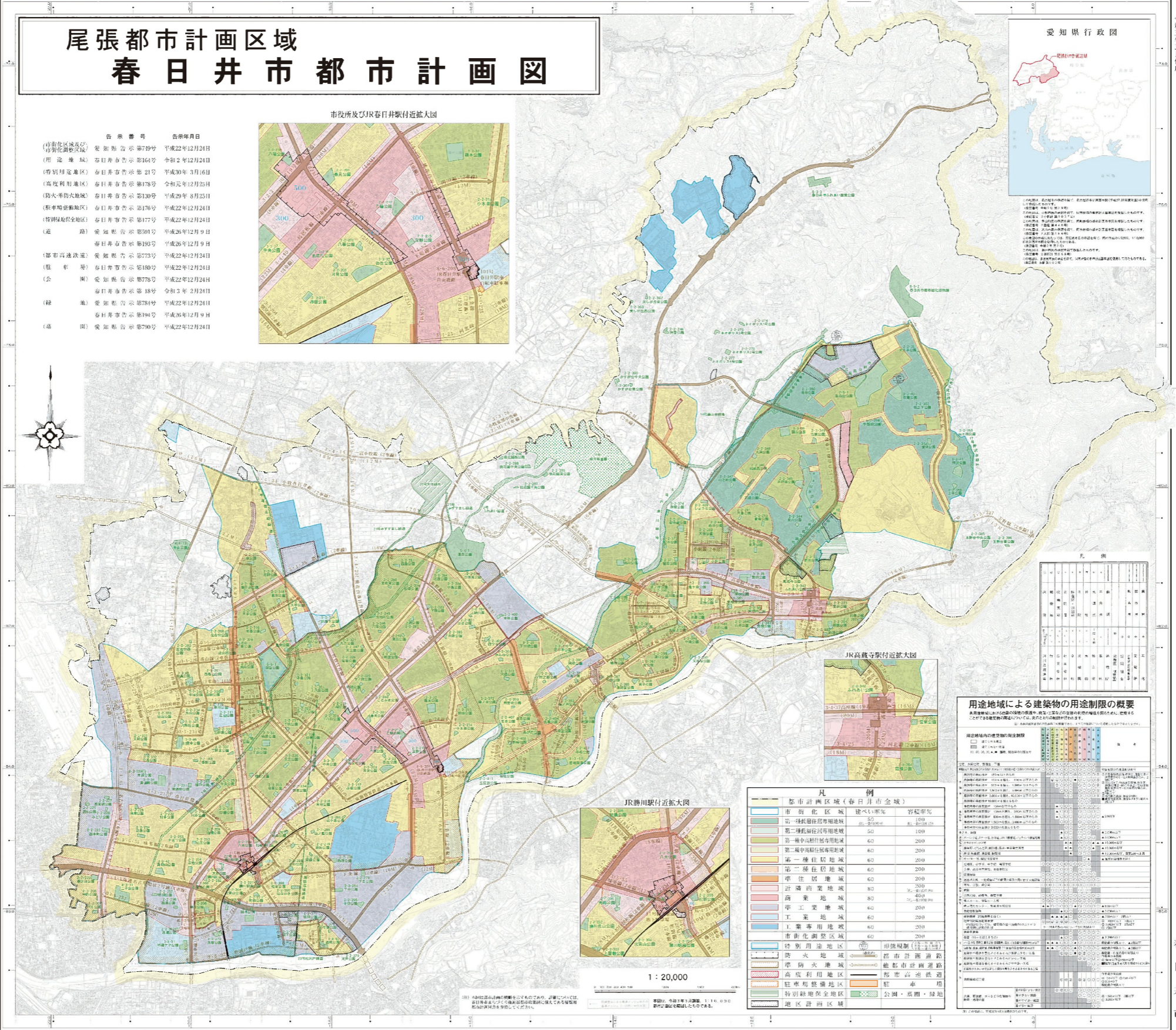


図 2-3 都市計画図

また、本市の都市計画区域は、既計画で基とした平成 22 年 12 月 24 日に策定された区域以降、最新版の令和 2 年 12 月 24 までに 6 回変更されている。

表 2-2 都市計画区域面積

区分	面積 (ha)								増減 (ha)
	H14. 12. 27	H19. 9. 4	H22. 12. 24	H26. 2. 14	H27. 4. 10	H29. 2. 22	H29. 11. 22	R元. 5. 22	
都市計画区域	9,271 0	9,271 0	9,271 0	9,271 0	9,278 7	9,278 0	9,278 0	9,278 0	9,278 0
市街化区域	4,569 0	4,679 110	4,709 30	4,709 0	4,709 0	4,709 0	4,709 0	4,709 0	4,709 0
第一種低層住居専用地域	357 0	467 110	467 0	357 (110)	357 0	357 0	352 (5)	346 (6)	346 0
第二種低層住居専用地域	2.6 0	2.6 0	2.6 0	2.6 0	2.6 0	2.6 0	2.6 0	2.6 0	2.6 0
第一種中高層住居専用地域	1,107 0	1,107 0	1,107 0	1,179 72	1,179 0	1,179 0	1,154 (25)	1,154 0	1,152 (2)
第二種中高層住居専用地域	34 0	34 0	34 0	34 0	34 0	34 0	32 (2)	32 0	32 0
第一種住居地域	1,705 0	1,705 0	1,705 0	1,734 29	1,734 0	1,734 0	1,766 32	1,772 6	1,772 0
第二種住居地域	74 0	74 0	74 0	74 0	74 0	74 0	74 0	74 0	76 2
準住居地域	50 0	50 0	50 0	59 9	59 0	59 0	59 0	59 0	59 0
近隣商業地域	252 0	252 0	252 0	252 0	253 1	253 0	253 0	253 0	253 0
商業地域	131 0	131 0	131 0	131 0	131 0	131 0	131 0	131 0	131 0
準工業地域	529 0	529 0	543 14	543 0	543 0	543 0	543 0	543 0	543 0
工業地域	118 0	118 0	118 0	118 0	118 0	118 0	118 0	118 0	118 0
工業専用地域	209 0	209 0	225 16	225 0	225 0	225 0	225 0	225 0	225 0
市街化調整区域	4,702 0	4,592 (110)	4,562 (30)	4,562 0	4,569 7	4,569 0	4,569 0	4,569 0	4,569 0

本市の現況土地利用状況図、土地利用面積割合変遷図を図 2-4、図 2-5 に示す。市街化区域である市の南西部において市街化が進んでいる。また、図 2-5 土地利用面積割合変遷図から、この 25 年間に市内の田畑の割合が減少し、宅地・道路の割合が増加していることが分かる。

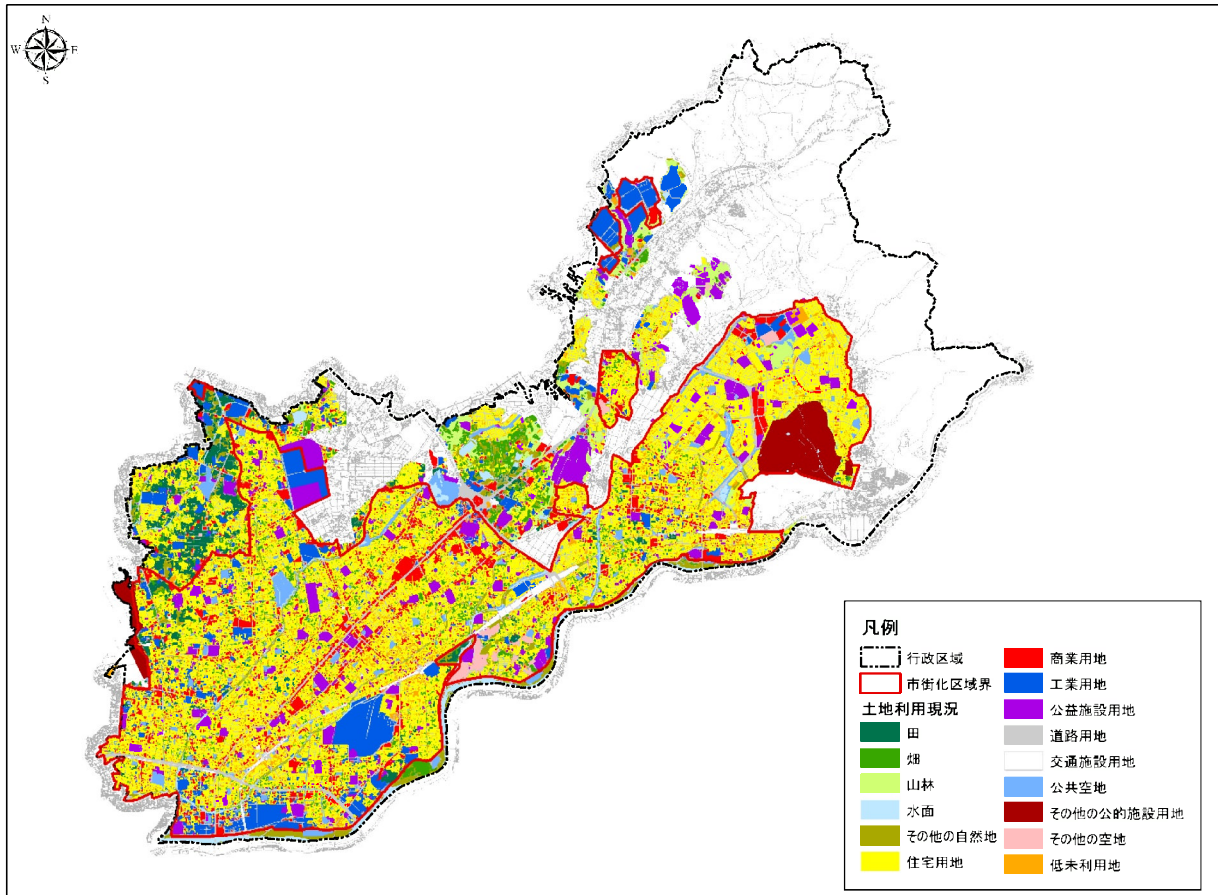


図 2-4 現況土地利用状況図

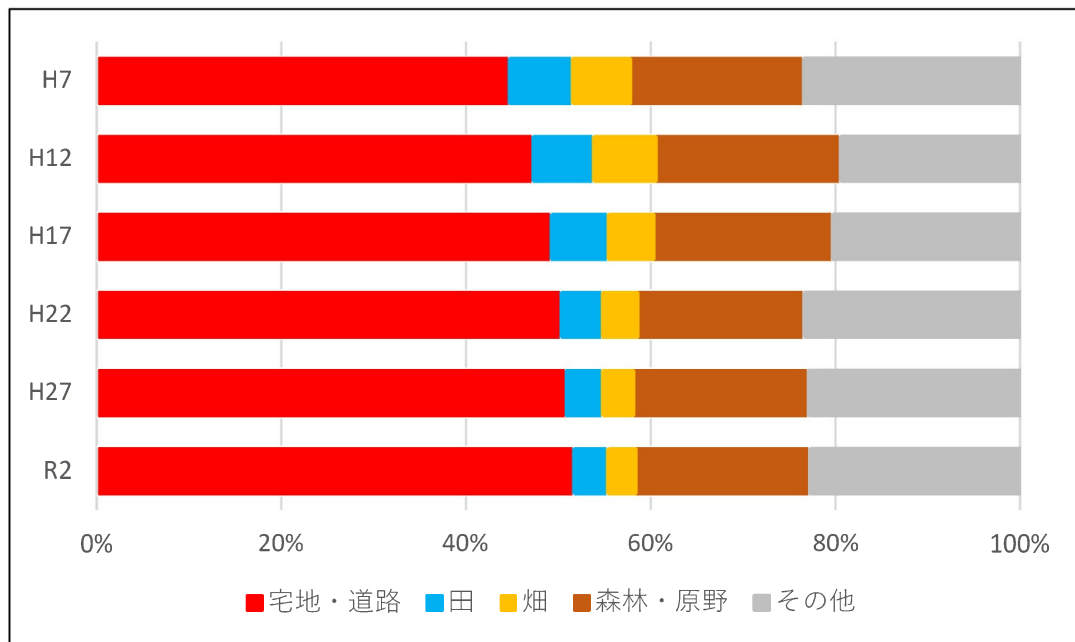


図 2-5 土地利用面積割合変遷図

2.3 土地区画整理事業等の概要

本市の市街化区域 4,709ha の大部分 3,616.5ha は土地区画整理事業計画区域であり、本市のまちづくりは、土地区画整理事業とともに進捗してきている。また、市街化調整区域での民間業者による住宅開発が本計画に及ぼした影響は大きく、住宅開発の多くは、「(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づく事業」と「都市計画法により造成された住宅地」により施行されている。

土地区画整理事業などの開発計画の概要は、表 2-3、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-3 土地区画整理事業の概要

区分	市施行		組合施行		公団施行		県施行		計			
	地区	面積 ha	地区	面積 ha	地区	面積 ha	地区	面積 ha	地区	面積 ha	対市街地 面積比	対市街化区 域面積比
施行済	11	1140.49	37	1552.63	1	702.15	1	42.28	50	3437.55	37.1%	73.0%
施行中	0	0.00	3	178.92	0	0.00	0	0.00	3	178.92	1.9%	3.8%
合計	11	1140.49	40	1731.55	1	702.15	1	42.28	53	3616.47	39.0%	76.8%

表 2-4 住宅開発の概要

区分	開発数	総面積	集中浄化槽	開発規模5ha以上		
				集中浄化槽	市街化区域内	
(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づく事業	30	161ha	9	9 ※1	9 ※1	0
都市計画法により造成された住宅地	97	103ha	8	8 ※2	7 ※2	1 (集中浄化槽)

※1 5ha 未満の神屋団地(3.2+2.7=5.9ha)は2開発分、かすがい苑(2.1+2.1+2.1=6.3ha)は3開発分を計上。
 ※2 「(旧)宅地造成事業に関する法律に基づく事業」で5ha以上の地区内整備3か所を計上。

また、土地区画整理事業の概要を表 2-5、土地区画整理事業及び住宅開発の位置を図 2-6 に示す。

土地区画整理事業は、市による施行が昭和 16 年に始まり、その多くは昭和 30～50 年頃に実施されている。また、勝川駅周辺の開発が進み、愛知県による施行も昭和 53～平成 3 年に実施されている。区画整理組合による施行は、昭和 36 年から始まり、昭和 40～60 年に多く実施された。地区別規模では、住宅都市整備公団施行の高蔵寺ニュータウン(702ha、昭和 40～56 年)が最も広い。

主な住宅開発は表 2-6 に示すとおり、市街化区域外に位置する地区において、

都市施設として公園、道路、雨水管等が整備され、良好な住環境が備えられている。汚水処理については、大型合併処理による集合処理が実施されている。

表 2-5 地区別土地区画整理事業の概要

令和3年4月1日現在

施行者	地区名		面積 (ha)	施行年度	施行者	地区名		面積 (ha)	施行年度
市施行	施行済	勝川	92.10	S16～S23	組合施行	施行済	稲口	23.88	S46～S58
		鳥居松	61.80	S17～S29			杵ヶ島	10.96	S46～S57
		味美	156.43	S31～S43			東篠田	4.05	S46～S50
		勝川西部	41.28	S34～S42			東野	169.87	S47～S59
		春日井駅前	132.21	S35～S47			堀之内北部	4.82	S47～S51
		中部	161.28	S36～S49			関田東部	32.55	S47～S59
		高蔵寺駅前	42.22	S45～S62			南部第二	73.89	S48～S56
		朝宮	363.30	S48～H10			白山	74.70	S48～S55
		勝川駅前	9.01	S62～H19			下条	32.80	S49～S56
		勝川駅南口周辺	14.52	H06～H26			中切	23.41	S49～S57
		松河戸	66.34	H04～H29			如稲	107.58	S50～S63
合 計	1140.49		不二	8.51			S56～S58		
県施行	施行済	勝川	42.28	S53～H03			東神明	9.14	S62～H05
	合 計	42.28		大留			56.81	S55～H08	
公団施行	施行済	高蔵寺	702.15	S40～S56			下市場	54.97	S58～H09
		(高蔵寺ニュータウン)					出川中部	102.63	S55～H11
	合 計	702.15		前高			56.82	S58～H12	
組合施行	施行済	篠田	7.91	S36～S39			篠原	4.97	H09～H20
		勝川駅南	10.03	S37～S43			堀ノ内	38.66	H05～H20
		味美第二	77.46	S38～S45			大留上	35.36	H09～H22
		高蔵寺西部	61.64	S39～S48			神領	44.00	H04～H24
		出川	26.05	S40～S47	南気噴	41.44	H02～H23		
		柏原	64.46	S40～S49	篠木四ツ谷	44.18	H08～H25		
		味美西本町	22.05	S40～S48	庄名	11.29	H22～H29		
		勝川北部	57.11	S41～S51	小 計	1552.63			
		六軒屋	55.44	S41～S50	施行中	熊野桜佐	92.69	H22～R11	
		黒福	3.30	S42～S48		西部第二	49.54	H26～R09	
		大手	11.07	S45～S52		西部第一	36.69	H27～R09	
		味美新開	60.45	S45～S54		小 計	178.92		
				南部第一	28.35	S45～S53	合 計	1731.55	

表 2-6 主な住宅開発等の概要

令和3年4月1日現在

団地名	建設年度	事業種別	事業面積 ㎡	建設戸数 戸	集中浄化槽		更新年度	市街化区域	備考
					設置有無	規模 (人槽)			
桃花園	S46	住造	337,868	1,066	有	4,600	H9	外	
		都市	8,300	45					
かすが台	S49	住造	249,265	922	有	4,000	H10	外	
		都市	4,323	18					
		都市	3,630	15					
		都市	4,193	17					
美しが丘	S63	都市	82,119	272	有	1,626	—	外	
緑が丘	H4	都市	108,259	237	有	1,660	—	外	
		都市	2,000	9					
		計	110,259	246					
玉野台	H9	都市	308,722	570	有	3,500	—	外	
櫛ヶ丘	S47	住造	175,917	465	有	3,000	H12	外	
		都市	1,867	6					
神屋	S42	住造	32,276	108	有	1,205	H18	外	
		住造	26,937	89					
		計	59,213	197					
かすがい苑	S44	住造	21,405	81	有	1,300	H8	内	
		住造	20,660	84					
		住造	21,065	78					
		計	63,130	243					
ヴェルデア・ガーデン 春日井大手	H20	都市	56,806	179	有	1,106	—	外	
春日園団地	S58	都市	61,480	223	なし	—	—	外	
あかつき台	S46	住造	19,899	78	有	500	—	外	
ビレッジハウス 牛山宿舎	S42	住造	15,757	200	有	840	H18	外	
市営道場山	H9	—	—	—	有	560	—	外	
県営神領住宅	S56	—	—	—	有	1,900	—	内	
王子製紙(株)社宅		—	—	—	有	940	—	内	

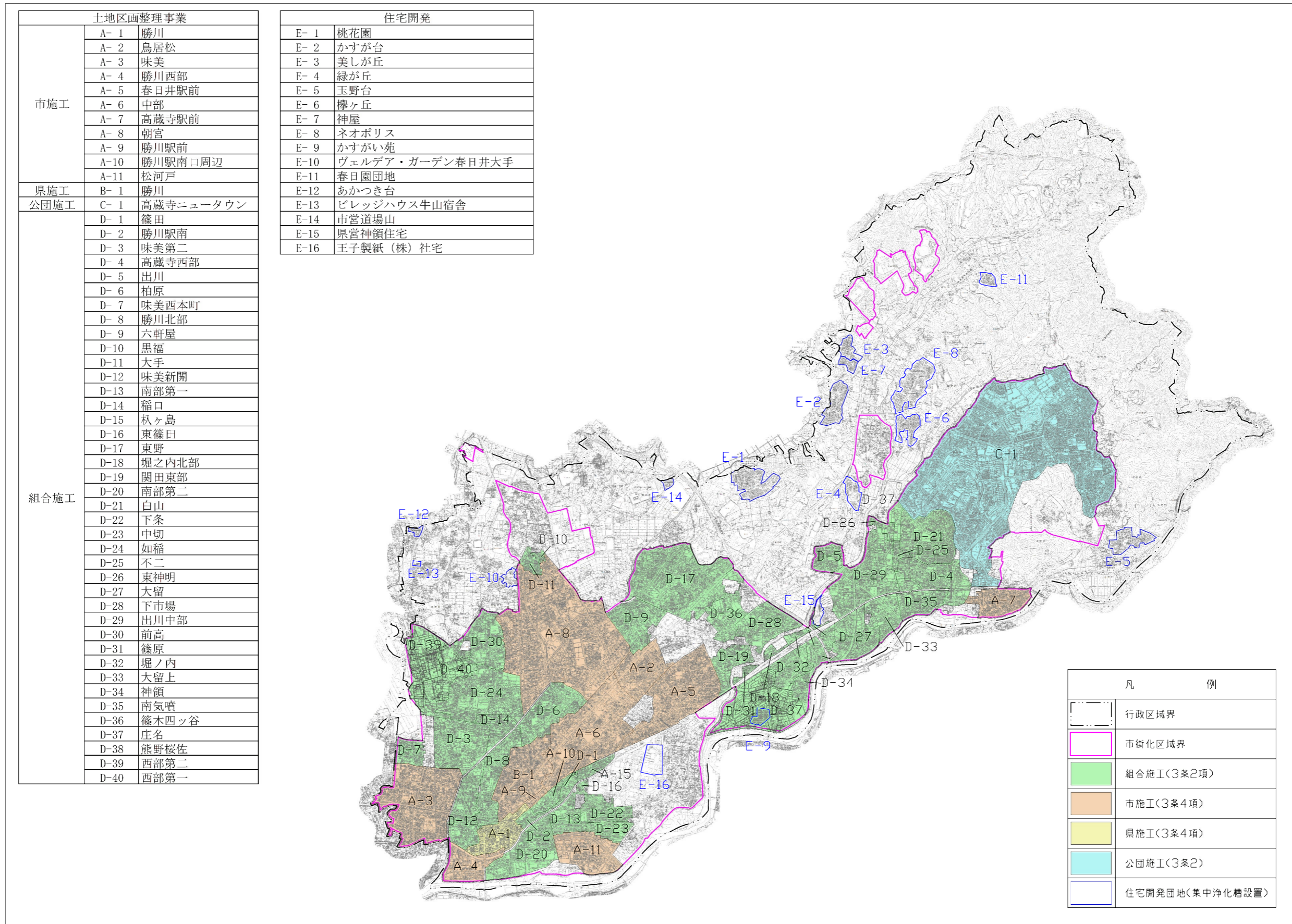


図 2-6 土地区画整理事業等位置図

2.4 人口動態

本市の行政人口は、平成 17 年度に 300,000 人を超え、その後も順調な伸びを示し、平成 29 年 3 月 31 日時点で 311,344 人に達した。その後、本市の行政人口は、減少傾向に移行しつつある。

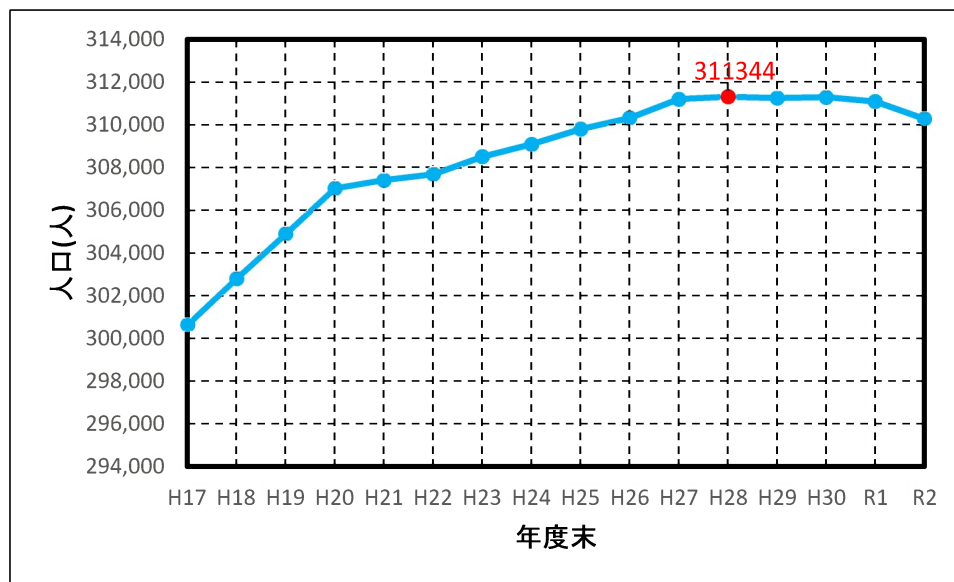


図 2-7 行政人口の推移

図 2-8 に平成 17 年度から令和 2 年度までの町別の増減傾向を示す。

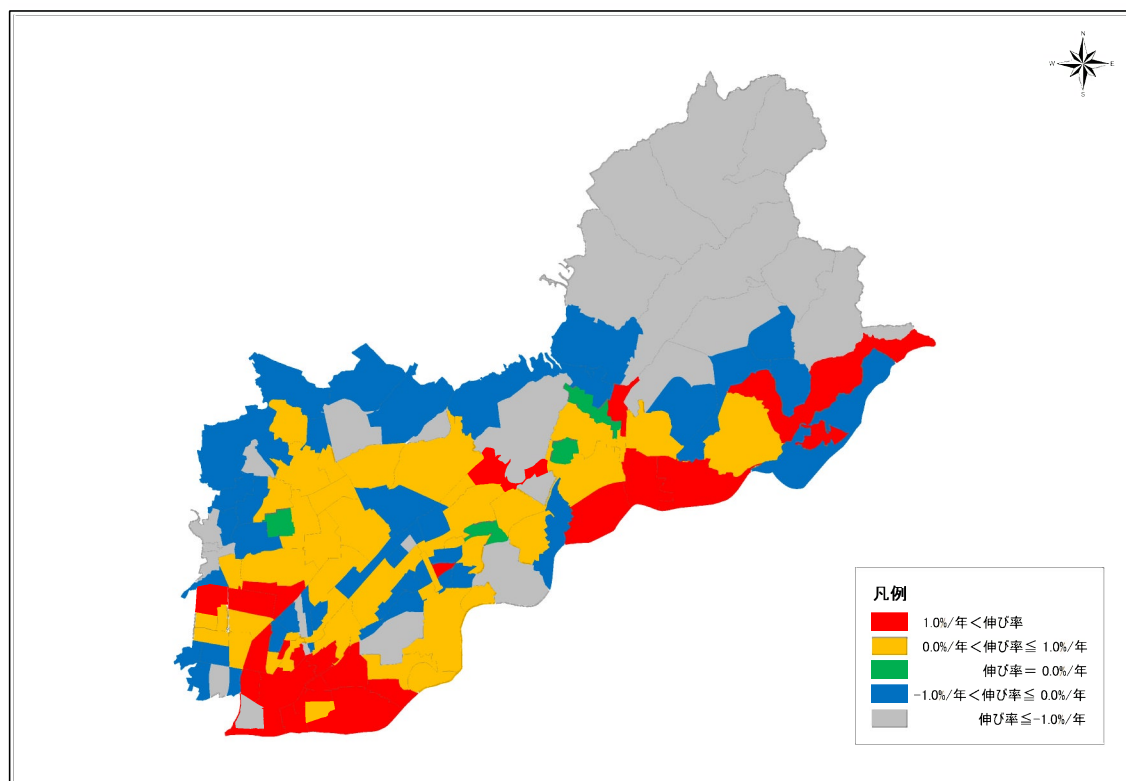


図 2-8 実績人口の町別増減傾向

2.5 道路の概要

本市には、東名高速道路を始めとした以下に示す道路が整備されており、国、県及び市において管理されている。

表 2-7 に市内道路の概要を、図 2-9 に位置図を示す。

表 2-7 市内道路の概要

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
高速自動車国道		13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	
一般国道		32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	
主要地方道		37.2	37.1	37.1	37.1	37.1	
一般県道		59.2	59.4	59.4	59.4	59.4	
市道	総延長	1,259.4	1,259.1	1,258.6	1,258.6	1,259.3	
	改良済	幅員5.5m未満	743.4	745.1	745.9	745.8	746.2
		5.5～13.0m	334.8	334.9	335.1	335.5	335.8
		13.0～19.5m	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
		19.5m以上	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	未改修	幅員3.5m未満	164.7	162.4	161.0	161.0	160.5
		3.5～5.5m	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2
5.5m以上		0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	

※国県道：平成27～30年4月1日現在・平成31年3月31日現在(単位：km)

市道：各年4月1日現在(単位：km)

出典：春日井市統計書 令和2年版

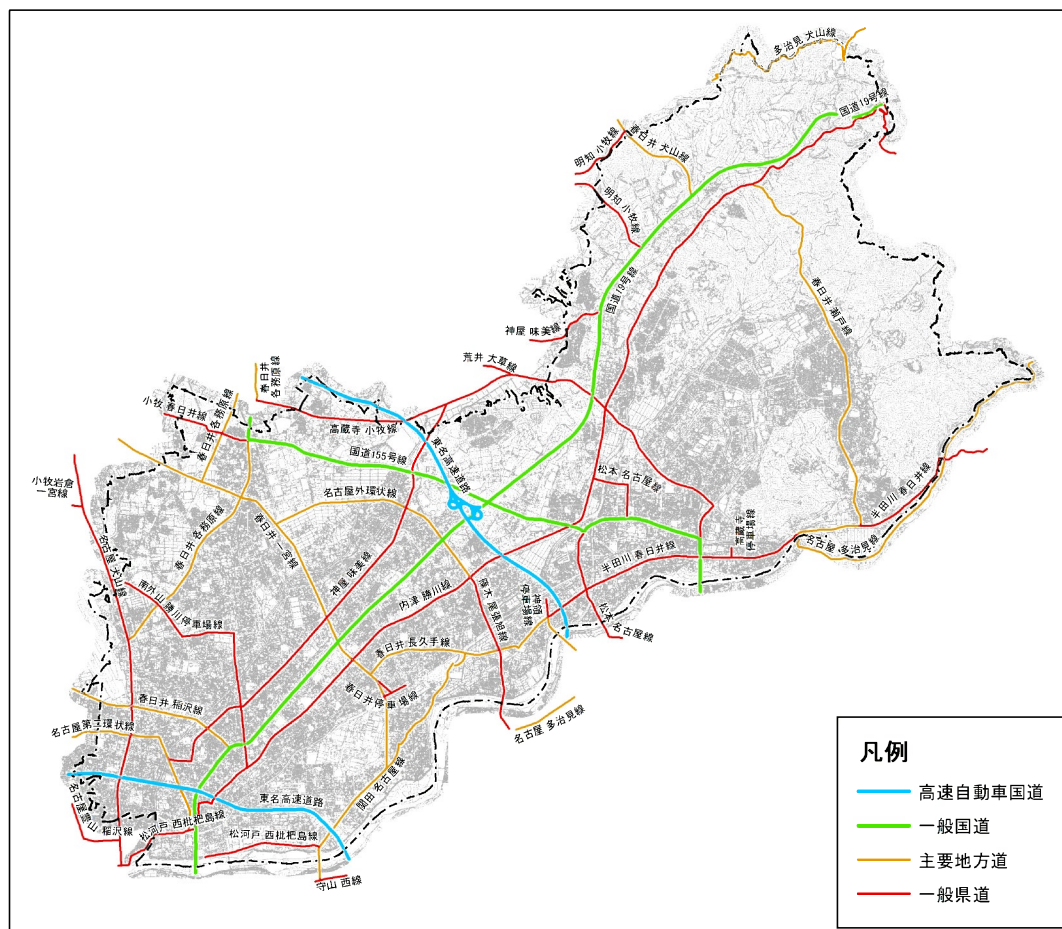


図 2-9 国県道 位置図

2.6 河川の概要

本市の行政区域は、庄内川水系 92.57 km² と木曾川水系 0.14km² に大別される。

国および愛知県が管理する一級河川の概要を表 2-8 に、市が管理する準用河川の概要を表 2-9、一級河川及び準用河川の位置を図 2-10 に示す。

表 2-8 一級河川の概要

(単位 km km²)

河川名	市内の位置		水源地	市内	
	起点	終点		流路延長	流域面積
庄内川	木附町	御幸町	岐阜県恵那市	19.30	8.77
内津川	内津町	桜佐町	内津町	13.94	22.47
内津川放水路	出川町	大留町	—	1.80	(1.84)
大谷川	廻間町	庄名町	廻間町	2.89	5.35
鍼川	細野町	玉野町	細野町	4.20	10.14
繁田川	気噴町	大留町	藤山台	0.70	1.87
八田川	西山町	御幸町	小牧市	8.88	9.51
生地川	東山町	六軒屋町	小牧市	2.40	3.26
大山川	牛山町	牛山町	小牧市	1.20	1.11
西行堂川	桃山町	牛山町	小牧市	3.70	3.84
地藏川	北城町	御幸町	大泉寺町	9.52	15.29
地藏川放水路	穴橋町	下市場町	—	0.25	(3.90)
新繁田川	岩成台	気噴町	岩成台	1.95	3.17
新地藏川	長塚町	中新町	—	1.80	7.79

- (注) 1 市内の一級河川のみ掲載。
 2 内津川の流域面積は内津川放水路分を含む。
 3 地藏川の流域面積は地藏川放水路分を含む。

出典：春日井市統計書 令和2年版

表 2-9 準用河川の概要

河川名	水系	河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
牛山川	大山川	1.00	0.58
神屋川	内津川	1.30	1.41
坂下川	内津川	0.70	0.52
如意申川	新地藏川	1.00	2.73
地藏川	地藏川	0.54	1.29
大泉寺川	地藏川	1.80	1.49
大手川	西行堂川	0.90	0.61
池田川	西行堂川	0.90	0.53
北山川	西行堂川	0.30	0.27
新繁田川	新繁田川	0.57	1.18
黒助川	内津川	0.18	0.09

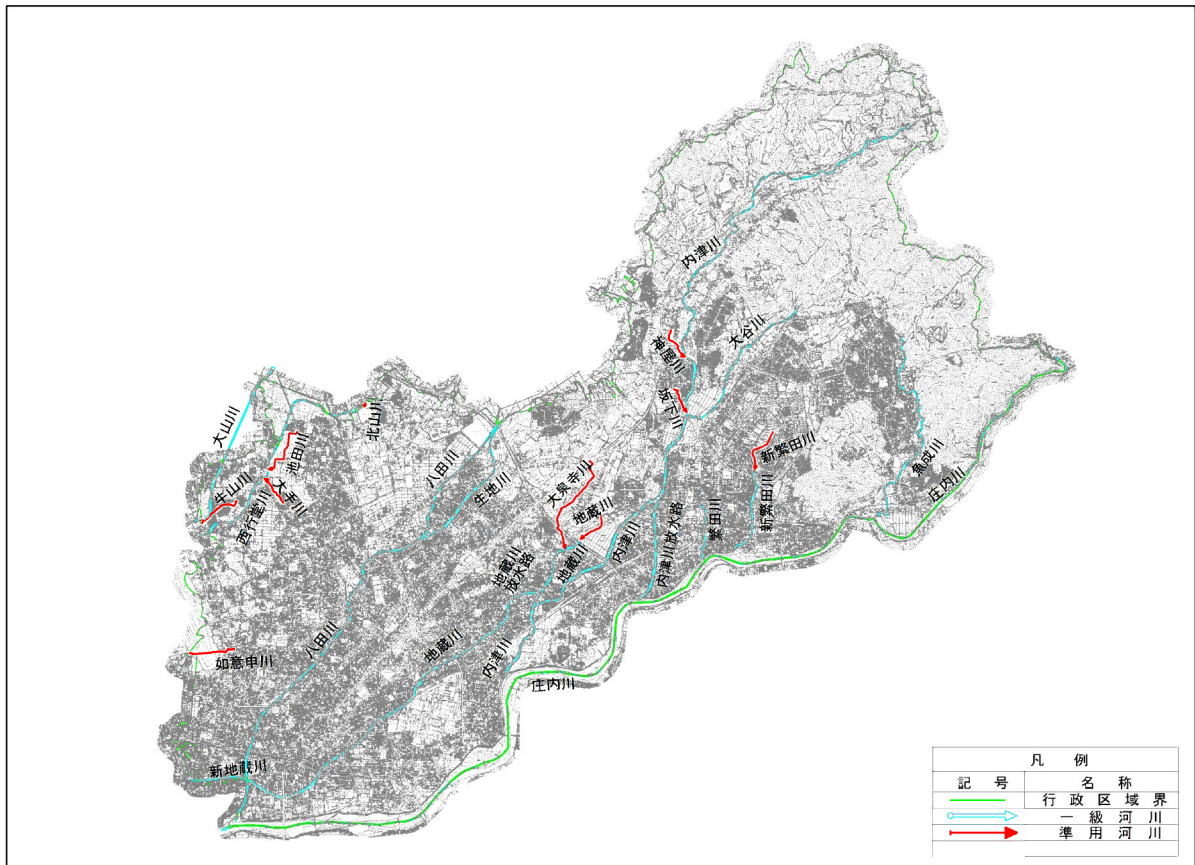


図 2-10 一級河川及び準用河川 位置図

2.7 公共用水域の状況

2.7.1 河川水質の状況

各河川の公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の生活環境の保全に関して、それぞれ指定されている。庄内川は、水質環境基準の類型指定 C が適用されている。

市内を流れる河川別水質（BOD75%水質）の経年変化を表 2-10 に示す。全域で水質環境基準値が達成されている。また、市内河川の目標水質（環境目標値）は、水質環境基準値の類型指定 C（庄内川中流（2）、下流）と同値の 8 mg/L に設定されている。市内河川水質の経年変化は、環境目標値を概ね達成しているが、八田川の御幸橋、西行堂川の天王橋が他調査地点に比べると高い値となっている。

表 2-10 河川別水質(BOD 75%水質)の経年変化

単位：mg/L

河川名	調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値 (水域類型) 及び環境目標値
		75%水質値	75%水質値	75%水質値	
庄内川	城嶺橋	0.7	1.2	0.9	2 (A)
	東谷橋	0.7	1.2	1.2	5 (C)
	大留橋	1.1	1.3	1.7	5 (C)
	勝川橋	1.1	1.4	1.3	5 (C)
	水分橋	3.8	4.6	2.8	5 (C)
鮎川	鮎川橋	0.7	1	0.8	8 (環境目標値)
内津川	松本橋	0.5	0.9	1.7	
新繁田川	身洗橋	1	1.1	1	
繁田川	大気橋	0.9	1	1.1	
新木津用水	高山橋	7.3	1.6	1.9	
八田川	新興橋	4	2.9	6.8	
	御幸	6.7	8	7.1	
地蔵川	杵ヶ島橋	1.2	3.6	3.2	
	長塚橋	2.2	2.2	2.9	
新地蔵川	新地蔵橋	1.6	1.4	1.9	
大山川	間内橋	1.5	1.8	2.5	
西行堂川	天王橋	6.8	5.3	5.8	

注1：庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋は、国土交通省の調査結果。

注2：75%水質値とは、年間N個の日平均値を小さいものから並べた時、 $0.75 \times N$ 番目の数値。

2.7.2 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

下水道の役割には、公共用水域の汚濁防止と水質保全による水資源の保護及び確保があり、水質保全の面から見た下水道については、環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が定められ、その達成のための整備促進が強調されている。

一方、排出の規制に関しては水質汚濁防止法により全国一律の排出基準が設けられているが、さらに都道府県は、水域の状況に応じて、より厳しい基準を定めることができ、終末処理場も他の工場、事業場と同様に特定施設を有する事業場として排水の規制を受けることになっている。

前述した環境基本法第16条による水質環境基準及び水域類型は、表2-11のとおりである。

表 2-11 水質汚濁に係る環境基準(生活環境)

水 域		該当類型	達成期間	備 考		
庄内川中流 (1)	水野川合流点より上流	A	直ちに達成	令和2年3月31日 愛知県告示	H12.3.31愛知県告示の改訂	類型：B→A
				平成12年3月31日 愛知県告示	S61.3.31愛知県告示の改訂	類型：C→B
				昭和61年3月31日 愛知県告示	S46.5.25閣議決定の改訂	達成期間：5年以内で可及的速やかに達成→直ちに達成
庄内川中流 (2)	水野川合流点から水分橋まで	C	直ちに達成	令和2年3月31日 愛知県告示	H8.3.29愛知県告示の改訂	類型：D→C
				平成8年3月29日 愛知県告示	S46.5.25閣議決定の改訂	達成期間：5年を超える期間で可及的速やかに達成→直ちに達成
庄内川下流	水分橋より下流	C	直ちに達成	令和2年3月31日 愛知県告示	H8.3.29愛知県告示の改訂	類型：D→C
				平成8年3月29日 愛知県告示	S46.5.25閣議決定の改訂	達成期間：5年を超える期間で可及的速やかに達成→直ちに達成

2.7.3 国、愛知県指定の排水基準

国による水質汚濁法に基づく規制として、一律規制が表 2-12 のとおり設定されている。この排水基準値は、対象となる排水全てに適用されている。

また、下水道法施行令では、処理施設の構造の技術上の基準が定められ、春日井市の施設の処理方法である標準活性汚泥法はBOD15mg/L以下となっている。

表 2-12 一律規制

単位：mg/L

項目	BOD	COD	SS	T-N	T-P
一律規制	120	120	150	60	8

※上記水質は、日平均値として適用

愛知県においては、表 2-13 に示すような上乘せ排水基準と総量規制が示されている。

表 2-13 名古屋港、庄内川等水域に係わる上乘せ排水基準

単位：mg/L

区 分		BOD	COD	SS	
既設の工場 又は事業場	下水道処理区域 に所在するもの	全業種	20	20	50
		下水道終末処理 施設を有するもの	20	20	70
新設の工場 又は事業場	下水道処理区域 に所在するもの	全業種	20	20	20
		下水道終末処理 施設を有するもの	20	20	50

※上記水質は、日平均値として適用

表 2-14 総量規制

単位：mg/L

業種	日平均排水量	COD	T-N	T-P
下水道	30,000m ³ /日以上	20	15(10)	1.0(1.0)

CODについては、排水量による区分はない。

BODについては、総量規制の対象でない。

()は、平成14年10月1日以降に届け出がされた事業場に適用

2.7.4 流域別下水道整備総合計画の排水基準値

愛知県の流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）においては、表 2-15 の「計画処理水質を達成することが出来る処理方式」による水質基準を満たすこととなっている。

表 2-15 計画処理水質（流総計画）

単位：mg/L

日最大汚水量	処理方式	BOD	COD	T-N	T-P	備考
30,000m ³ /日以上	右記水質を達成できる処理方式	15	8.1	7.0	0.66	計画処理水質（年間平均）

全体計画の目標水質は、流総計画で示されている計画処理水質を換算した数値（計画放流水質）を指標として設定することとし、数値は以下の「解説式」とおりの計算方法により算出される。

「解説式」

計画放流水質（年間最大） \leq 計画処理水質（年間平均） \times 換算係数^{*}

^{*}換算係数：流総計画採用係数（矢作川流域下水道の実績による計算）

表 2-16 全体計画で設定する水質（換算値等による各基準）

単位：mg/L

日最大汚水量	処理方式	BOD	COD	T-N	T-P	備考
30,000m ³ /日 以上	換算係数	—	—	1.45	2.6	計画放流水質 (年間最大)
	計算水質	—	—	10.15	1.716	
	右記水質を達成する 施設計画とする	15	20	10	1.0	

計画放流水質は、流総計画値を許容とし、以下の規制値により採用値を設定している。

BOD：下水道法施行令第5条の6

COD：総量規制

T-N：流総計画（他規制値より流総計画値が厳しいため）

T-P：総量規制